

福岡県公報

平成29年12月22日
第3953号

目次

告示 (第753号 - 第763号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4

公告

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の設立認可申請の適否決定	(農村森林整備課)	8

○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	8
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂防課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12

公安委員会

○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	12
----------------	---------------	----

内水面漁場管理委員会

○水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	12
-------------------	---------	----

告示

福岡県告示第753号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第296号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
筑紫(b)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第754号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第297号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
筑紫(b)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

那珂	一般国道	200号	前	筑紫野市大字山家5169番6先から 筑紫野市大字山家5168番3先まで	6.3 ～ 6.8	10.0
			後	筑紫野市大字山家5169番6先から 筑紫野市大字山家5168番3先まで	6.3 ～ 9.0	

福岡県告示第756号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

太宰府市大字北谷1542（次の図に示す部分に限る。）・字熊崎905の93、905の154、905の179、905の180、1363の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1542（次の図に示す部分に限る。）・字熊崎905の93・905の154・905の179・905の180・1363の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	鐘ヶ江酒見線間	前	大川市大字酒見975番1先から 大川市大字酒見886番2先まで	5.5 ～ 16.9	209.5	うち県道宮本大川線重用延長90.7メートル
			前	大川市大字酒見975番1先から 大川市大字酒見886番2先まで	8.0 ～ 20.6	217.0	うち県道宮本大川線重用延長84.0メートル
			後	大川市大字酒見975番1先から 大川市大字酒見886番1先まで	8.0 ～ 20.6	217.0	うち県道宮本大川線重用延長84.0メートル

福岡県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年12月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	鐘ヶ江酒見線間	大川市大字酒見975番1先から 大川市大字酒見886番1先まで

福岡県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	宮本大川線	前	大川市大字酒見939番3先から 大川市大字酒見871番6先まで	5.5 ～ 23.0	207.0
			前	大川市大字酒見939番3先から 大川市大字酒見871番6先まで	9.5 ～ 31.5	179.0
			後	大川市大字酒見939番3先から 大川市大字酒見871番6先まで	9.5 ～ 29.0	179.0

福岡県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年12月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	宮本 大川線	大川市大字酒見939番3先から 大川市大字酒見871番6先まで

福岡県告示第761号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年12月福岡県告示第981号宮田都市計画下水道事業宮田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

宮若市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑豊広域都市計画下水道事業宮田公共下水道

3 事業施行期間

平成13年5月2日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年12月15日福岡県告示第981号の事業地に次の区域を加える。

宮若市

芹田 字大谷の一部

長井鶴 字板深、字京野の各字の一部

本城 字芥田の一部

磯光 字高尾、字矢菽、字榎木の各字の一部

鶴田 字清水ヶ浦、字大屋敷、字心吉、字向村、字飛熊字久林原、字鼻ノ手、字鍋田の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第762号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月福岡県告示第311号小竹都市計画下水道事業小竹公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

小竹町

2 都市計画事業の種類及び名称

筑豊広域都市計画下水道事業小竹公共下水道

3 事業施行期間

平成17年1月5日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年3月27日福岡県告示第311号の事業地に次の区域を加える。

小竹町

勝野 字七ツ割、字井田谷、字福才寺、字福才寺前、字名免町、字京蔵谷、字稲葉、字百畝町、字片峯、字浄光の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第763号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年6月福岡県告示第503号直方都市計画下水道事業直方公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
直方市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑豊広域都市計画下水道事業直方公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年3月8日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成26年6月3日福岡県告示第503号の事業地に次の区域を加える。
直方市 大字感田、大字湯野原一丁目、大字直方、大字山部、大字溝堀二丁目、大字溝堀三丁目、大字下境、大字赤地、大字下新入、大字植木の各大字の一部
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) グッデイ久留米十三部店
 - (2) 所在地 久留米市野中町字舟塚380番5 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等
意見なし
- (2) 騒音の発生に係る事項
定常騒音に関しては昼夜共に住宅地に与える影響は少ないと思われるが、近隣に住宅がある地域については、荷下ろし作業や搬出車両等から発生する瞬間的な衝撃騒音に関する苦情が起きやすい。d・e地点において夜間の搬出入車両関連の騒音レベルの最大値は基準値内ではあるが、やや大きい。福岡県騒音防止条例第4条にあるように、特に夜間の作業に気をつけ、近隣から苦情の申立てがあった場合には、速やかに真摯に対応すること。
- (3) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (4) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (5) その他
不要となった既存の乗入口がある場合は、通常の歩道部と同じ形状に原形復旧をお願いしたい。また市道を扱い新規に乗入口を設置する場合や、その他隣接する市道・水路を扱う場合は、久留米市の許可を受ける必要があり、許可にあたっては基準があるため、事前に相談の上、久留米市役所路政課（土木管理チーム）へ詳細図等を添付した申請書を提出し、許可を得ること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成29年12月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス春日天神山店
- (2) 所在地 春日市天神山三丁目2番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年8月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,323平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	40
合計	40

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地北東側	16
合計	16

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南東側	40
合計	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南側	4.13
建物内南側	8.71
合計	12.84

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分～午後10時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地北東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年12月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ライフガーデン新宮中央

- (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3 他

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号
株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外測二丁目38番地	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外測二丁目38番地
株式会社サンドラック 代表取締役 赤尾 主哉 東京都府中市若松町一丁目38番地の1	株式会社サンドラック 代表取締役 赤尾 主哉 東京都府中市若松町一丁目38番地の1
株式会社キタムラ 代表取締役 浜田 宏幸 高知県高知市本町四丁目1番16号	株式会社キタムラ 代表取締役 浜田 宏幸 高知県高知市本町四丁目1番16号
エム・ティー・シー株式会社 代表取締役 福田 功 福岡市博多区博多駅東二丁目2番13号	エム・ティー・シー株式会社 代表取締役 福田 功 福岡市博多区博多駅東二丁目2番13号
	株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤 昌宏 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6

公告

解散した清算法人榊田落合土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
樋口 金光	田川郡添田町大字落合3215番地
前田 三徳	田川郡添田町大字落合4145番地
角崎 輝利	田川郡添田町大字落合3288番地
中村 一三	田川郡添田町大字榊田1452番地の1
柳瀬 卓	田川郡添田町大字榊田1481番地
楠木 健一郎	田川郡添田町大字榊田1539番地
牧草 正人	田川郡添田町大字榊田1497番地

公告

雷山大溜池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
有田 継雄	糸島市有田485番地
中原 俊一	糸島市池田57番地
富岡 隆治	糸島市長野1525番地1
松崎 敏幸	糸島市井原694番地1
清水 節男	糸島市浦志三丁目4番1号
鈴木 和也	糸島市神在896番地4
波呂 俊久	糸島市本1977番地
本田 信彦	糸島市加布里460番地
副田 光祈	糸島市有田中央二丁目4番21号
井上 義昭	糸島市前原南一丁目18番34号
波多江 正和	糸島市三坂495番地

重 富 重 彦	糸島市荻浦224番地
中 村 禎 伸	糸島市大門196番地 3
大 神 三代志	糸島市末永533番地
井 上 孝 治	糸島市井田202番地
波多江 正 好	糸島市波多江405番地 2
有 田 眞 一	糸島市高祖113番地
森 山 勝 利	糸島市川付612番地 6

2 退任監事

氏 名	住 所
楠 原 正 也	糸島市泊1431番地 2
波多江 正 志	糸島市東566番地 1
河 野 和 好	糸島市板持二丁目11番11号

3 就任理事

氏 名	住 所
有 田 継 雄	糸島市有田485番地
林 一 磨	糸島市泊1244番地
是 永 正 明	糸島市富504番地
西 原 行 生	糸島市篠原東一丁目13番24号
波多江 正 好	糸島市波多江405番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
高 武 俊 基	糸島市三坂771番地
楠 原 正 也	糸島市泊1431番地 2

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
糸島市志摩土地改良区	平成29年12月11日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成29年12月12日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
大刀洗北部土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	平成29年12月22日から平成30年1月26日まで	大刀洗町役場

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（釜牟田地区）	平成28年9月1日
農業用ため池整備事業（巖石（新）地区）	平成28年10月31日
農業用ため池整備事業（山浦地区）	平成29年3月28日
農業用ため池整備事業（堂の浦地区）	平成29年2月8日
農業用ため池整備事業（下位登地区）	平成29年3月24日
農業用ため池整備事業（花瀬地区）	平成29年2月21日
農業用ため池整備事業（水落谷地区）	平成29年1月12日
農業用排水施設整備事業（高田南部開Ⅲ期地区）	平成29年11月21日

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（小野南部地区）	平成27年3月30日

公告

山田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
佐野 弘 道	豊前市大字四郎丸1449番地 3
佐藤 信 彦	豊前市大字川内163番地 2
一木 直 繁	豊前市大字川内926番地
古屋 秀 勝	豊前市大字川内1771番地
梶屋 六 男	豊前市大字川内2130番地
谷 平 吉	豊前市大字川内3062番地
杉 永 一 二 三	豊前市大字鳥越238番地 1
保 永 光 男	豊前市大字鳥越690番地 2
高野 靖	豊前市大字四郎丸295番地 3
是 繁 政 明	豊前市大字四郎丸471番地
上野 勝 秀	豊前市大字四郎丸757番地 1
杉 元 利 明	豊前市大字四郎丸1828番地 4

2 退任監事

氏 名	住 所
戸 成 博 文	豊前市大字川内2132番地 1
杉 元 正 義	豊前市大字四郎丸1838番地

3 就任理事

氏 名	住 所
佐野 弘 道	豊前市大字四郎丸1449番地 3
前田 傳次郎	豊前市大字川内224番地 1
渡邊 重 敏	豊前市大字川内1862番地 1
梶屋 六 男	豊前市大字川内2130番地
寺中 敏 夫	豊前市大字川内3069番地
杉 永 一 二 三	豊前市大字鳥越238番地 1
保 永 光 男	豊前市大字鳥越690番地 2
是 繁 政 明	豊前市大字四郎丸471番地
杉 元 利 明	豊前市大字四郎丸1828番地 4

4 就任監事

氏 名	住 所
戸 成 博 文	豊前市大字川内2132番地 1
上野 明 美	豊前市大字四郎丸757番地 1

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区大字浅川	平成29年11月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
数値地形図データ作成、更新
- 2 測量の実施地域及び期

実施地域	実施期間
北九州市内	平成29年11月7日から 平成30年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成29年11月27日から 平成30年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量 1級基準点測量1点
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区大字藍島	平成29年12月6日から 平成30年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（平成29年度地盤沈下観測調査一級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成29年12月11日から 平成30年3月23日まで

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等にお

ける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 筑紫(b)地区	福岡市博多区東那珂一丁目6番32号 株式会社オージーオー 代表取締役 小河 健六

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市甘木字水町1番1及び1番15から1番34まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市城南区別府六丁目2番32号
株式会社リアルティストア
代表取締役 川畑 輝雅

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳字鯛田508番1、508番3及び509番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市青柳3008番地

小山 ユミ子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字白山1661番3、1661番10及び1661番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市江口1217番地53
藤岡 義男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川市桜町519番8、519番22から519番50まで、562番6及び562番11
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川市大字位登1529番地の1
株式会社大栄工業
代表取締役 原田 信子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町五郎丸四丁目45番90、45番92、45番94、396番6、396番7、467番17、467番18、468番2、470番1から470番3まで、471番2、471番3、475番2、475番4、475番5及び475番7
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫野市杉塚三丁目3番10号
筑紫農業協同組合
代表理事 白水 清博

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町五郎丸四丁目45番16、45番33から45番35まで、45番91、45番93、474番2及び475番6並びに松木四丁目45番68
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大野城市大城三丁目37番3号
株式会社大熊建設
代表取締役 大熊 雅幸

公安委員会

福岡県公安委員会告示第347号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月22日

福岡県公安委員会

表中

博多の森ドライビングスクール
糟屋郡志免町王子1-28-16
伊東 聡

博多の森ドライビングスクール
糟屋郡志免町王子1-28-16

を

博多の森ドライビングスクール
糟屋郡志免町王子1-28-16
小森 弘 詞

博多の森ドライビングスクール
糟屋郡志免町王子1-28-16

に改める。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、ヤマメ及びアマゴ資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

平成29年12月22日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

- 禁止区域
福岡県内の全河川
- 禁止期間
1月1日から2月末日まで
- 指示の有効期間
平成30年1月1日から平成32年12月31日まで